



令和8年10月1日
より！

24時間
申請可能

来庁
不要

建築確認申請の オンライン申請開始します！！

1. 建築確認申請オンライン申請を開始

令和8年10月から、一般財団法人建築行政情報センターの電子申請受付システム(以下「ICBA電子申請システム」)によるオンライン申請を開始します

2. オンライン申請が可能となる建築物の所在地

甲賀土木事務所所管：栗東市・野洲市・甲賀市・湖南市・
日野町・竜王町

湖東土木事務所所管：米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
高島土木事務所所管：高島市

3. オンライン申請が 可能な手続

- ・確認申請(※)
- ・中間検査申請
- ・完了検査申請
- ・省エネ適合判定申請(※)

※計画変更含む

4. 手数料は電子決済

しがネット受付サービス
(クレジットカードによる
決済)でお支払い

詳しい申請方法は
マニュアルから
ご確認ください



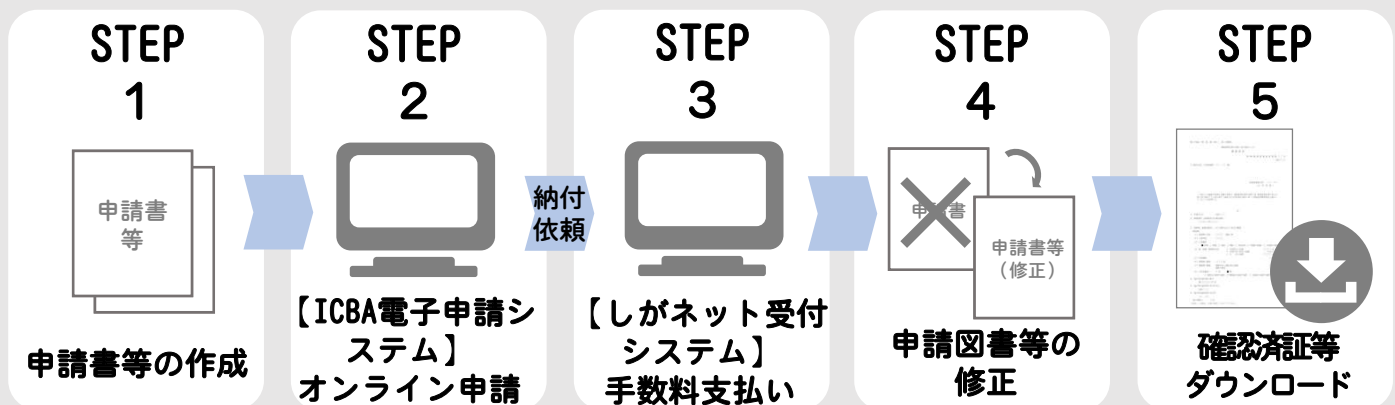
滋賀県 建築確認申請 オンライン

検索



滋賀県
Shiga Prefecture

オンライン申請 かんたん5STEP



オンライン申請窓口

建築物の所在地	・確認申請(※1) ・中間検査申請 ・完了検査申請 ・省エネ適合判定申請(※1) ※1. 計画変更含む	申請窓口(※2)
栗東市・野洲市 甲賀市・湖南市 日野町・竜王町		甲賀土木事務所管理調整課建築指導係 0748-63-6163 koka-shidou@pref.shiga.lg.jp
米原市・愛荘町 豊郷町・甲良町 多賀町		湖東土木事務所管理調整課建築指導係 0749-27-2250 kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp
高島市		高島土木事務所管理調整課建築指導係 0740-22-6046 takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp

※1. 計画変更含む

※2. 階数4以上または延べ面積2000㎡以上の建築物は、申請窓口は上記のとおりとなりますが、審査は県建築開発課指導係(077-528-4258、shidou@pref.shiga.lg.jp)で行います。

オンライン申請の注意事項

- ・オンライン提出と紙面提出を併用することはできません。
- ・【申請内容に関する連絡】は、ICBA電子申請システムに入力されたメールアドレスまたは電話番号あてに行います。また、【手数料に関する連絡】は、しがネット受付サービスに入力されたメールアドレスまたは電話番号あてに行います。確実に連絡のとれる連絡先を入力してください。
- ・申請内容に不備がある場合は、補正依頼の連絡が滋賀県より届きます。
- ・確認済証等はICBA電子申請システムよりダウンロードいただきます。
- ・手数料をお支払いいただいた日が申請受付日となります。閉庁日に手数料をお支払いいただいた場合、翌開庁日が申請受付日となります。